

答 申 第 1 1 3 号
令 和 2 年 1 2 月 1 0 日

財 務 大 臣
麻 生 太 郎 殿

関 税 等 不 服 審 査 会
会 長 佐 藤 英 明

答 申 書

令和2年10月8日付財関第906号をもって諮問のあった関税法（昭和29年法律第61号。以下「法」という。）第69条の11第2項の規定に基づく商標権侵害物品没収通知に対する審査請求につき、当審査会の意見を次のとおり答申する。

なお、以下において使用する用語の意義は、下記のとおりである。

記

本件処分 A 税関 B 出張所長（以下「B 出張所長」という。）が行った法第 69 条の 11 第 2 項の規定に基づく法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号又は第 10 号該当物品没収通知（以下「本件処分」という。）。

意 見

本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、これを棄却することが相当である。

理 由

第 1 事案の概要

1 商標権侵害物品認定通知に対する審査請求に至る経緯について

- (1) C国所在のD社（以下「本件権利者」という。）は、法第69条の13第1項の規定に基づき、E税関長に対して商標法（昭和34年法律第127号）第18条に基づき設定された商標権（商標登録第〇号。以下「本件商標権」とい、本件商標権に係る商標を以下「本件商標」という。）を侵害すると認める貨物が輸入されようとする場合は当該貨物について、同税関長又は他の税関長が認定手続を執るべきことの申立て（以下「本件申立て」という。）を行い、受理されている。
- (2) 審査請求人は、平成28年12月1日にB出張所長に対して貨物の輸入申告（以下「本件申告」という。）をした。
- (3) 同月2日、A税関B出張所の職員が本件申告に係る貨物につき検査を実施したところ、当該貨物のうち84点（以下「本件貨物」という。）は、本件申立ての対象貨物に該当すると思料されるものであることが確認された。
- (4) B出張所長は、本件貨物は輸入してはならない貨物として法第69条の11第1項第9号に掲げられた商標権を侵害する物品に該当するものと思料したことから、法第69条の12第1項の規定に基づき認定手続を執ることとし、審査請求人及び本件権利者に対し、同月9日にその旨通知した。
- (5) 審査請求人は、B出張所長に対し、同月15日付で争う旨の申出を行うとともに、同日付、平成29年1月23日付、同年2月13日付及び同月27日付の各意見書及び証拠資料を提出した。

本件権利者は、B出張所長に対し、本件貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて同年1月10日付、同年2月3日付、同月21日付の各意見書及び証拠資料を提出した。
- (6) B出張所長は、同年3月9日、当該認定手続の結果、本件貨物は、「権利者の有する商標権に係る指定商品又はこれに類似する商品に、登録商標又はこれに類似する商標を付したものである。（中略）当該貨物を権利者の許諾なく業として輸入する行為は商標権を侵害するものと認められる。」として、輸入してはならない貨物である商標権を侵害する物品に該当すると認定し、法第69条の12第5項の規定に基づき、審査請求人及び本件権利者に対し、その旨を通知した（以下「本件認定通知」という。）。
- (7) 審査請求人は、同年5月18日付で、A税関長（以下「処分庁」という。）に対し、本件認定通知の取消し及び本件貨物は商標権を侵害する物品に該当しないと認定を求め、再調査の請求を提起した。
- (8) 処分庁は、同年8月22日付で、上記再調査の請求について、「本件貨物は、本件商標の指定商品に類似する商品に、本件商標と同一又は類似する商標を付したものと認められ、本件貨物を権利者の許諾なく業として輸入する行為は、商標法第37条第1号に基づき、商標権を侵害するものとみなされ」ることから「本件貨物は関税法第69条の11第1項第9号所定の商標権を侵害す

る物品に該当すると認められる。」とし、棄却する決定を行った。

- (9) 審査請求人は、本件認定通知の取消し及び本件貨物は商標権を侵害する物品に該当しないとの認定を求め、同年9月19日付審査請求書（同年10月17日付で同人から審査請求書の修正版が提出された。）を財務大臣に対して提出し、審査請求を提起した。
- (10) 財務大臣は、平成30年11月22日付で、上記審査請求について、「本件貨物は、法第69条の11第1項第9号に規定する商標権を侵害する物品に該当すると認められる」ことから、審査請求には理由がないとして棄却裁決を行い、同日付で裁決書の謄本を審査請求人に送付した（裁決書謄本は、同月27日、審査請求人に送達された。）。

2 本件貨物の没収通知に対する再調査の請求及び審査請求について

- (1) 財務大臣による棄却裁決を受けても、審査請求人による自発的処理がなされないことから、B出張所長は、平成30年12月7日付で、本件貨物が法第69条の11第1項第9号該当物品であるとして、同条第2項の規定に基づき没収することとし、本件処分を行った。（本件処分に係る通知書は、同月11日、審査請求人に送達された。）。
- (2) 審査請求人は、平成31年1月29日付で、処分庁に対し、本件処分の取消しを求め再調査の請求を提起した。
- (3) 処分庁は、同年4月24日付で、審査請求人が提起した再調査の請求には理由がないとして棄却決定を行い、同日付で決定書の謄本を審査請求人に送付した（決定書謄本は、同月26日、審査請求人に送達された。）。
- (4) 審査請求人は、本件処分の取消しを求め、令和元年5月22日付審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）を財務大臣に対して提出し、本件審査請求を提起した。

第2 関係法令の規定等について

1 輸入してはならない貨物について

- (1) 商標権を侵害する物品は、法第69条の11第1項第9号の規定により、輸入してはならない貨物とされており、一定の貨物を輸入する行為が商標法にいう商標権を侵害する（侵害とみなす場合を含む）とされる場合、その輸入に係る貨物が商標権を侵害する物品であると解されている（玉井克哉『関税率法による知的財産の保護』（斎藤博、牧野利秋編『裁判実務大系第27巻知的財産関係訴訟法』623頁））。
- (2) 「商標」とは、商標法第2条第1項の規定において、標章（文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの）であって、「業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用するもの」（同項第1号）とされている。

また、標章の「使用」とは、同条第3項各号に列挙されている行為であり、

商品又は商品の包装に標章を付したものを輸入することは、同項第2号の規定により「使用」に当たる。

- (3) 同法第25条の規定により、商標権者は指定商品について登録商標を使用する権利を専有しているため、商標権者から許諾を受けずに指定商品について登録商標と同一の商標を使用することは、商標権の侵害となる。

また、同法第37条の各号において、商標権侵害とみなす行為が列挙されており、指定商品について登録商標に類似する商標を使用又は指定商品に類似する商品について登録商標若しくはこれに類似する商標を使用することは、同条第1号の規定により商標権を侵害する行為とみなされる。

- (4) したがって、正当な権原、理由なく、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が、登録商標と同一又は類似の標章を付した指定商品又は指定商品に類似する商品を輸入する場合には、商標権を侵害する行為となる。

- (5) 「業として」の意義については、一般に、「一定の目的の下に継続・反復して行う行為として」（網野誠『商標』〔第6版〕145頁、小野昌延編『注解 商標法〔新版〕上巻』84頁）ないし「反復継続的意思をもってする経済行為として」（「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」（平成17年2月 特許庁）4頁及び5頁）と解されている。

そして、この「業として」輸入されるものに当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があることとされている（関税法基本通達（昭和47年蔵関第100号）69の11-6(3)の（注））。

2 輸入してはならない貨物の認定手続等について

(1) 輸入差止申立て手続について

イ 商標権者は、法第69条の13第1項の規定に基づき、自己の商標権を侵害すると認める貨物に関し、いずれかの税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該税関長又は他の税関長が認定手続を執るべきことを申し立てることができる。

ロ 申立先の税関長は、同条第3項の規定に基づき、当該申立てをした者に対し、当該申立てを受理したときはその旨及び当該申立てが効力を有する期間を、また、当該申立てを受理しなかったときはその旨及びその理由を当該申立てをした者に通知しなければならない。

(2) 認定手続について

イ 税関長（法第107条及び関税法施行令（昭和29年政令第150号。以下「関税令」という。）第92条の規定に基づき税関長の権限委任を受けた税関支署長、税関出張所長又は税関支署出張所長の場合を含む。以下同じ。）は、輸入されようとする貨物のうちに、法第69条の11第1項第9号に掲げる商標権を侵害する物品に該当する貨物があると思料するときは、法第69条の12第1項の規定に基づき、当該貨物が商標権を侵害する物品に該当する

か否かを認定するための手続を執らなければならない。

- ロ この場合において、税関長は、当該貨物に係る商標権者及び当該貨物を輸入しようとする者（以下「当事者」という。）に対し、認定手続を執る旨等を通知しなければならない。
- ハ 認定手続において、税関長は、関税令第 62 条の 16 第 1 項の規定に基づき、当事者に対し、認定手続が執られた貨物が商標権を侵害する物品に該当すること又は該当しないことについて、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。
- ニ 税関長は、提出された証拠その他認定手続において使用する証拠を、商標権を侵害する物品に該当するか否かの認定の基礎とする場合には、関税令第 62 条の 16 第 2 項の規定に基づき、当事者に対し、当該証拠について意見を述べる機会を与えなければならない。
- ホ 税関長は、認定手続が執られた貨物が商標権を侵害する物品に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、法第 69 条の 12 第 5 項に基づき、当事者に対して、その旨及びその理由を通知しなければならない。

3 商標権侵害物品の認定後の手続について

(1) 商標権侵害物品の認定後の各手続について

- イ 税関長は、法第 69 条の 11 第 2 項の規定により、商標権等を侵害する物品を没収して廃棄し、又は輸入しようとする者に対して積戻しを命ずることができる。
- ロ また、関税法基本通達 69 の 12-2 によると、商標権等を侵害する物品について、税関長の没収処分又は積戻命令以外の処理方法として、輸入者自身による自発的処理が認められており、例えば、任意放棄、又は保税地域における廃棄若しくは滅却が挙げられている。
- ハ 関税法基本通達 69 の 12-4 によると、商標権等を侵害する物品については、「輸入者等が不服申立てができる期間中に不服申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第 69 条の 11 第 2 項の規定により、当該物品を没収する。」とされている。

(2) 商標権侵害物品を没収する場合について

- イ 関税法基本通達 69 の 12-4 (1)によると、税関長が商標権等を侵害する物品を没収して廃棄する場合には、輸入者等に対して、「関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号又は第 10 号該当物品没収通知書」を交付することとされている。
- ロ また、関税法基本通達 69 の 12-5 (3)によると、没収処分に対する不服申立て又は行政処分取消訴訟(以下「行政争訟」という。)を提起し得る期間中及びこれらの行政争訟期間中は、税関は当該没収物品を廃棄すること

なく保管することとされている。

ハ なお、上記 2 (2) 及び 3 の手続に係る税関長の権限は、関税令第 92 条第 1 項第 2 号の規定により、税関長から出張所長へ委任される。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人は、本件審査請求書及び令和元年 9 月 10 日付反論書において、概要以下のとおり主張している。

1 本件処分と本件商標権の効力との関係について

(1) 輸入してはならない貨物について

イ 本件商標については、特許庁に対し商標登録の無効審判（以下「本件無効審判」という。）を請求したところ、令和元年 5 月 13 日に無効を認めない審決がなされたため、同年 6 月 13 日に、知的財産高等裁判所に対し審決取消訴訟（以下「本件審決取消訴訟」という。）を提起しており、現在係争中である。

ロ このため、現時点で、本件商標権の有効性は非常に不安定である。本件商標権は本件処分の前提となっている権利であり、本件処分は本件商標権の効力と密接に関連し、強く影響を受けるから、本件無効審判や本件審決取消訴訟に関して全く検討しないでなされた再調査の請求に対する決定は誤りである。

(2) 本件処分に重大かつ明白な違法が存在するか否かについて

イ 処分庁は、再調査の請求の棄却理由において、最高裁判所昭和 30 年 12 月 26 日判決から、「行政処分は、たとえ違法であっても、その違法が重大かつ明白で当該処分を当然無効ならしめるものと認むべき場合を除いては、適法に取り消されない限り完全にその効力を有する」との判示を引用し、後日、本件商標権について商標登録無効審判がなされたとしても、現時点での本件処分に影響はない、という。

ロ しかし、当該最高裁判所判決においても、「その違法が重大かつ明白で当該処分を当然無効ならしめるものと認むべき場合」には、その処分は無効とされている。本件商標権について、早々に商標登録無効審判がなされる現在の状況において没収手続を強行するのは、重大かつ明白な違法である。

(3) 処分後の救済が不可能であること

イ 処分庁の主張のとおりであれば、本件処分が後日撤回等されたとしても、処分行為時には適法であるため、本件の没収手続に対する損害賠償はできないことになる。

ロ 本件の没収手続に関しては、刑事手続における刑事補償法のような補償制度がないため、没収後に本件無効審判により商標登録が無効とされた場合、審査請求人は自身に生じた損害を填補できない。したがって、現時点での本件の没収手続は、その裁量を逸脱し、権限の濫用であるから、取消

しを免れない。

第4 当審査会の判断

1 本件処分の適法性について

- (1) 本件処分は、本件認定通知において輸入してはならない貨物に該当すると認定された本件貨物につき、法第69条の11第2項の規定に基づいて行われた行政処分である。そして、本件認定通知は、不服申立てに対する裁決等によって取り消されていないことから、本件処分時点において、その法的効力を有していたと認められる。
- (2) 商標権等を侵害する物品については、法第69条の11第2項の規定により、没収して廃棄するか、又は積戻しを命ずることができることとされているが、税関長がいずれの処分をするかは、関税関係法令上明示されていないことから、その裁量に委ねられ、それぞれの物品に係る事情等を踏まえて行うべきものであると解されているところ、同法基本通達第69の12-4(1)のとおり、没収処分が原則的な方法とされている。また、商標権を侵害する物品については、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第59条に基づき積戻しは承認されないため、輸入者が自発的処理を行わない場合に没収する取扱いは適当である。
- (3) 本件処分は、本件認定通知に係る再調査の請求に対する決定及び審査請求に対する裁決がなされた後、審査請求人から自発的処理を行う旨の意思表示がなされなかったところ、関税法基本通達69の12-4(1)に規定の手續に則り行われたものである。これは、審査請求人が不服申立てをできる期間、さらに、不服申立てに係る行政庁の最終判断である財務大臣による裁決を待つて、没収処分を行ったものであり、行政庁として裁量の逸脱や権限の濫用があるとは認められない。
- (4) 以上のことから、本件処分は適法であると認められる。

2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、本件無効審判や本件審決取消訴訟が係争中であるから、本件商標権の有効性は不安定であり、それを考慮しない没収手續は違法である旨を主張するが、本件処分時点において、本件商標権が無効であるとの審決はなされていない。また、本件無効審判や本件審決取消訴訟が提起されたこと又は係争中であることをもって商標登録が無効となるものではなく、本件商標権は完全に有効である。

「行政処分は、たとえ違法であっても、その違法が重大かつ明白で当該処分を当然無効ならしめるものと認むべき場合を除いては、適法に取り消されない限り完全にその効力を有する」(昭和30年12月26日最高裁判所判決)と解されるから、本件認定通知は、上記1(1)のとおり取り消されていないため有効である。したがって、本件処分は、有効な本件認定通知に基づきなされたものであ

り、適法である。

- (2) 審査請求人は、早々に本件商標登録の無効審判がなされる状況において没収手続を強行するのは、重大かつ明白な違法であると主張する。しかし、無効審判の継続中に没収手続を行うことは法令上禁じられていない。また、「早々に本件商標登録の無効審判がなされる状況」であったと主張する根拠は審査請求人から何ら示されていない上、本件無効審判において令和元年5月13日に権利維持の審決が出され、審決取消訴訟において令和2年8月6日に棄却判決が確定していることに鑑みても、平成30年12月7日の没収通知時点において、本件商標権が明白に無効であったとか、早々に本件商標登録の無効審判がなされる状況であったとは到底認められない。したがって、本件処分に重大かつ明白な違法があるという審査請求人の主張はその前提を欠き、失当である。
- (3) 審査請求人は、本件商標登録が無効とされた場合、自身に生じた損害を填補できないと主張するが、処分庁による本件処分は、法第69条の11第2項の規定に基づいて行われた適法な行政処分である。なお、処分庁は、行政争訟期間中は没収物品を廃棄せず保管するとの同法基本通達69の12-5(3)の規定に従い、現在も没収した本件貨物は廃棄していないことから、審査請求人に不当な損害は生じておらず、今後も生じるおそれはない。

3 まとめ

以上のことから、本件処分は適法である。

第5 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されることが相当である。